

目黒区地域防災計画

(平成 30 年度修正)

【本冊】

平成 31 年 4 月

目黒区防災会議

目次

第1部 目黒区における防災力の向上に向けて

1

第1章 地域防災計画の概要

3

第1	計画の目的	6
第2	計画の前提	6
第3	計画の構成	6
第4	計画の習熟	6
第5	計画の修正	6
第6	他の法令に基づく計画との関係	6

第2章 目黒区の現状と被害想定

7

第1	地勢概要	10
第2	人口	11
第3	被害想定	12

第3章 計画の概要等

19

第1	計画の概要	22
第2	対策の視点	22

第2部 施策ごとの具体的計画

25

第1章 区及び防災関係行政機関等の基本的責務と役割

27

第1節	基本理念及び基本的責務	30
第1	基本理念	30
第2	基本的責務	30
第2節	役割	31
第1	区、都及び防災関係行政機関等の役割	31
第2	区の各部の災害対策本部の分掌事務	33

第2章 地域における防災力向上

37

第1節	現在の到達状況・課題	42
第1	自助による区民の防災力向上	42
第2	地域による共助の推進	42
第3	消防団の活動体制の充実	42
第4	事業所による自助・共助の強化	42
第5	ボランティア活動への支援	43
第2節	対策の方向性・到達目標	43
第1	自助による区民の防災力向上	43
第2	地域による共助の推進	43
第3	消防団の活動体制の充実	43
第4	事業所による自助・共助の強化	44
第5	ボランティア活動の支援体制づくりの推進	44
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	44
第1	自助による区民の防災力向上	44
第2	地域による共助の推進と要配慮者対策	45
第3	消防団の活動体制の充実	46
第4	事業所等における自助・共助の強化	46
第5	ボランティアとの連携	47
第6	区民・行政・事業所等との連携	47
第3-2節	具体的な取組 <応急対策>	48
第1	震災時の区民の対応	48
第2	地域による応急対策の実施と避難行動要支援者対応	48
第3	消防団による応急対策の実施	49

第4	事業所による応急対策の実施	49
第5	ボランティアとの連携	50

第3章 安全な都市づくりの実現 51

第1節	現在の到達状況・課題	56
第1	区におけるこれまでの取組	56
第2	木造住宅密集地域の不燃化	56
第3	建築物の耐震化及び安全対策	56
第4	液状化対策の強化	56
第5	出火、延焼等の防止	56
第2節	対策の方向性と目標	57
第1	木造住宅密集地域の不燃化促進	57
第2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	57
第3	液状化対策の強化	57
第4	出火、延焼等の防止	57
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	57
第1	安全に暮らせる都市づくり	57
第2	建築物の耐震化及び安全対策の促進	61
第3	液状化、長周期地震動への対策の強化	63
第4	出火、延焼等の防止	64
第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	70
第1	消火・救助・救急活動	70
第2	河川等の応急対策	70
第3	区有施設等の応急対策	70
第4	一般建築物の応急対策	70
第5	高層建築物の応急対策	70
第6	公共施設等の応急対策	71
第7	砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設	71
第8	危険物等の応急措置による危険防止	72
第9	教育施設の本来機能の回復	74

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 77

第1節	現在の到達状況・課題	82
第1	道路	82
第2	鉄道・バス	82
第3	ライフライン	83
第2節	対策の方向性・到達目標	83
第1	道路	83
第2	鉄道・バス	84
第3	ライフライン	84
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	85
第1	道路・河川	85
第2	交通施設	86
第3	ライフライン	86
第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	89
第1	交通の安全と円滑な通行確保に向けて	89
第2	緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両の認定	91
第3	道路関係障害物の除去	93
第4	道路施設	93
第5	交通施設	94
第6	ライフライン	95

第5章 災害対策機能と応急対応力の強化 101

第1節	現在の到達状況・課題	106
第1	区の初動対応	106
第2	都及び防災関係行政機関等との連携体制	106
第3	他自治体との連携体制	106
第2節	対策の方向性と目標	106
第1	初動対応体制の再構築	106
第2	都及び防災関係行政機関等との連携体制	107
第3	他自治体との連携体制	107

第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	107
第1	災害対策本部及び各部の体制整備	107
第2	業務継続計画の策定	108
第3	目黒区業務継続計画の概要	108
第4	目黒区業務継続計画に基づく継続的な取組	109
第5	消防団の地域住民に対する指導能力の向上	109
第6	区民の自主救出活動能力の向上	109
第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	110
第1	目黒区	110
第2	区における指揮命令系統の確立	117
第3	指定地方行政機関等の応急活動態勢	118
第4	目黒区防災会議の招集	118
第5	東京消防庁	118
第6	救助・救急	119
第7	消防団の活動	120
第8	警備活動計画	121
第9	防災区民組織	122
第10	相互応援協力・派遣要請	122
第11	職員の派遣要請	124
第12	自衛隊災害派遣要請	124
第13	防災関係行政機関等との相互協力	125
第14	他の自治体との相互援助協定に基づく要請	125
第15	応急活動拠点の確保	125

第6章 情報連絡態勢

127

第1節	現在の到達状況・課題	130
第1	防災関係行政機関等相互の情報通信連絡体制	130
第2	住民等への情報提供体制	130
第3	住民相互の情報連絡等の環境	130
第2節	対策の方向性と目標	130
第1	防災関係行政機関等相互の情報連絡体制の充実	130
第2	住民等への情報提供	130
第3	住民相互の情報連絡手段の環境整備	130
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	131
第1	防災関係行政機関等相互の情報連絡体制の整備	131
第2	住民等への情報提供体制の整備	132
第3	区民が利用できる情報連絡等の環境整備	132
第3-2節	具体的な取組 <応急対策>	133
第1	防災機関相互の連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	133
第2	防災機関相互の連絡体制（被害状況等）	136
第3	広報体制	138
第4	広聴体制	140

第7章 医療救護等対策

143

第1節	現在の到達状況・課題	146
第1	初動医療体制の確立	146
第2	医薬品・医療資機材の確保	146
第3	遺体の取扱い	146
第2節	対策の方向性と目標	146
第1	初動医療体制の確立	146
第2	医薬品・医療資機材の確保	147
第3	巡回医療・保健・衛生体制の確立	147
第4	情報提供・共有体制の確立	147
第5	外部支援の受入体制の確立	148
第6	遺体の取扱い	148
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	148
第1	初動医療体制の整備	148
第2	防疫及び保健衛生体制等の整備	149
第3	医薬品・医療資機材の確保	150
第4	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	150

第3-2節	具体的な取組 <応急対策>	150
第1	初動医療体制等	151
第2	防疫及び保健衛生体制	152
第3	医薬品・医療資機材の供給	154
第4	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	156

第8章 帰宅困難者対策 161

第1節	現在の到達状況・課題	164
第1	現状の帰宅困難者対策	164
第2	新たな帰宅困難者対策の構築	164
第2節	対策の方向性・到達目標	164
第1	帰宅困難者対策に係る被害想定	164
第2	重点的に対応すべき主な事項	165
第3	対策の方向性・到達目標	165
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	167
第1	東京都帰宅困難者対策条例等の周知徹底	167
第2	帰宅困難者への情報通信体制整備	168
第3	一時滞在施設の確保	168
第4	徒歩帰宅者支援のための体制整備	170
第3-2節	具体的な取組 <応急対策>	170
第1	駅周辺での混乱防止	170
第2	事業所等における帰宅困難者対策	175
第3-3節	具体的な取組 <復旧対策>	176
第1	徒歩帰宅者の代替搬送	176
第2	徒歩帰宅者の支援	178

第9章 避難者対策 179

第1節	現在の到達状況・課題	184
第1	避難所の指定及び管理運営の整備	184
第2節	対策の方向性・到達目標	184
第1	避難所の指定	184
第2	民間施設の活用等による避難所の拡充	184
第3	開設・運営体制の整備	184
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	185
第1	避難所の目的	185
第2	避難所等の指定	185
第3	地域避難所及び補完避難所の管理運営手順の策定	187
第4	要配慮者支援体制の整備	188
第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	190
第1	避難方法	190
第2	地域避難所及び補完避難所等の開設・運営	192
第3	要配慮者への支援	195
第4	被災者の他地区への移送	195

第10章 物流備蓄対策の推進 197

第1節	現在の到達状況・課題	202
第1	食糧及び生活必需品	202
第2	防災倉庫・備蓄倉庫の整備	202
第3	輸送・供給体制の整備	202
第2節	対策の方向性と目標	202
第1	食糧及び生活必需品	202
第2	防災倉庫・備蓄倉庫・物資集積所の整備	203
第3	輸送・供給体制の整備	203
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	203
第1	食糧・生活必需品の確保	203
第2	飲料水及び生活用水の確保	204
第3	物資集積所・輸送拠点の確保	206
第4	輸送車両・体制等の整備	207
第5	各防災関係行政機関等の計画	208

第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	209
第1	備蓄物資の供給（食糧及び生活必需品）	209
第2	飲料水及び生活用水の供給	211
第3	物資の輸送体制	212
第4	義援物資の取扱い	212
第5	輸送車両等の確保	213

第11章 放射性物質対策

215

第1節	現在の到達状況・課題	218
第1	放射性物質拡散の影響	218
第2	放射線に関する健康相談・検査対応等について	218
第3	区有施設等における継続的な放射線測定・放射性物質検査等	218
第4	放射線量低減措置	219
第5	課題	219
第2節	対策の方向性・到達目標	219
第1	円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築	219
第2	適切な情報提供による区民の不安の払しょく	219
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	220
第1	放射性物質対策実施に係る体制の構築	220
第2	原子力防災に関する知識の普及啓発	220
第3-2節	具体的な取組 <応急・復旧対策>	220
第1	放射性物質対策チーム等の設置	220
第2	区民への情報提供等	221
第3	区の緊急措置	221
第4	保健医療活動	221
第5	放射性物質への対応	221

第12章 区民生活に係る対応

223

第1節	現在の到達状況・課題	228
第1	被災者の生活再建対策	228
第2	災害用トイレの備蓄	228
第3	ごみ処理、がれき処理	228
第2節	対策の方向性・到達目標	228
第1	生活再建対策の早急な実施	228
第2	災害用トイレの確保	228
第3	ごみ、がれきの一時集積場所と最終処分場の確保	228
第3-1節	具体的な取組 <予防対策>	229
第1	生活再建のための事前準備	229
第2	トイレの確保及びし尿処理	229
第3	ごみ処理	230
第4	がれき処理	230
第3-2節	具体的な取組 <応急対策>	230
第1	被災建築物の応急危険度判定	230
第2	住家の被害認定調査	232
第3	り災証明書発行	233
第4	義援金の募集・受付	233
第5	トイレの確保・し尿処理	234
第6	ごみ処理	234
第7	がれき処理	235
第8	建物の解体及びがれきの撤去	236
第9	災害救助法の適用	238
第10	激甚災害の指定	240
第3-3節	具体的な取組 <復旧対策>	241
第1	応急仮設住宅の供給	241
第2	義援金の募集・受付・配分	242
第3	被災者の生活再建資金援助等	242
第4	がれき処理の実施	243

第1章 復興の基本的な考え方		248
第1	区の震災復興の基本目標	248
第2章 復興体制の構築		249
第3章 復興計画策定への取組		249
第1	復興基本方針	249
第2	復興計画	249
第4章 生活の復興計画		249
第1	住宅の復興	249
第2	くらしの復興	249
第3	産業の復興や雇用対策	249
第5章 都市づくりの復興計画		250
第1	都市復興のプロセス	250
第2	都市復興の各プロセスの概要	250
第6章 相談窓口の設置		251

第1章 水害予防計画		255
第1節	計画の方針と現況	258
第1	計画の方針	258
第2	水防の責任	258
第3	河川の現況等	258
第2節	河川の災害予防計画	262
第1	目黒区関係計画	262
第2	総合治水対策	262
第3	目黒川洪水予報	263
第4	水防監視システム	265
第5	東京都豪雨対策基本方針	265
第6	水防訓練	266
第2章 水害応急対策計画		267
第1節	水防区域と機構	272
第1	水防区域	272
第2	機構	272
第3	水防組織	272
第4	都市整備部の水防体制	272
第5	水防業務の分担	273
第6	気象情報・雨量・河川水位観測情報・土砂災害警戒情報	274
第7	監視・警戒及び水防標旗の設置	275
第8	風水害に係る応急対策本部の体制	275
第9	風水害に係る災害対策本部の体制	276
第10	風水害警報発令時における区関係所管の連携	276
第11	消防機関との連携	277
第12	決壊箇所等の通報及び決壊後の措置	280
第13	水防実施状況報告	280
第14	水防資機材	280
第15	防疫及び衛生計画	280
第16	ごみ・し尿・がれき処理	280

第17	被害状況調査	280
第18	援護資金・各種融資	280
第19	各種減免措置	281
第2節	風水害等避難計画	281
第1	計画の方針	281
第2	避難	281
第3	避難勧告等の基準及び伝達方法	282
第4	避難誘導	285
第5	避難所	285
第6	要配慮者利用施設	286

第5部 東海地震事前対策等

287

第1章 警戒宣言に伴う対応措置 289

第1節	対策の考え方	294
第1	策定の趣旨	294
第2	基本的考え方	294
第3	前提条件	294
第4	今後の課題	295
第2節	関係防災機関の業務大綱	295
第1	区	296
第2	都関係	297
第3	指定公共機関	297
第4	指定地方公共機関	297
第5	公共的団体	297
第3節	事前の備え	298
第1	緊急に整備する事業	298
第2	広報及び教育	298
第3	事業所に対する指導（消防署）	299
第4	防災訓練	300
第4節	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	302
第1	注意情報の伝達	302
第2	活動態勢	303
第3	区の職員態勢	304
第4	注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	305
第5	混乱防止措置	305
第5節	警戒宣言時の対応措置	306
第1	活動態勢	306
第2	警戒宣言、地震予知情報等の伝達	307
第3	消防・危険物対策	310
第4	警備・交通対策	311
第5	公共輸送対策	313
第6	学校、病院、福祉施設対策	314
第7	劇場、公共施設等対策	316
第8	電話・電報対策（NTT東日本）	316
第9	電気、ガス、上・下水道対策	317
第10	生活物資対策（区、災対産業経済部）	319
第11	金融対策（区、災対産業経済部）	319
第12	避難対策（区、災対都市整備部）	319
第13	救援・救護対策	319
第6節	区民・事業所等のとるべき措置	320
第1	区民のとるべき措置	320
第2	防災区民組織のとるべき措置	322
第3	事業所等のとるべき措置	322

第2章 南海トラフ巨大地震対策 325

第1節	対策の考え方	328
第2節	対策の方向性・到達目標	328